

このメールマガジンは群馬産業保健推進連絡事務所のホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

1. 群馬職域メンタルヘルス交流会・群馬衛生管理者協議会総会が開催されました。
2. 産業保健相談事例のご紹介
3. 産業保健セミナー(1・2月の予定)のご案内
4. 11・12月のセミナー結果
5. 関係機関の動き

群馬職域メンタルヘルス交流会・群馬衛生管理者協議会総会が開催されました。

***** 第9回群馬職域メンタルヘルス交流会が開催されました。*****



今回で 9 回目を迎える「群馬職域メンタルヘルス交流会」が平成 24 年 12 月 5 日（水）群馬メディカルセンター大ホールにおいて、「産業現場が抱える発達障害の問題とその対応」をメインテーマに「成人期の発達障害の問題とその対応」および「産業現場における事例検討」と題するシンポジウムが開催されました。

当連絡事務所で相談員をしていただいている精神保健が専門の竹内一夫教授（埼玉大学）をはじめ県内でメンタルヘルス対策に取り組んでいる医師、ワーカー、カウンセラー等がシンポジストを務め産業現場の事例について発表をした後、討論が行われました。

今回テーマとして挙げた「発達障害」は、既に産業現場に多く入り込んでいるのが現状で、それを裏付けるかのようにここ数年では最も多い137名の参加者があり、多くの参加者から「このテーマを採り上げるには時間が短すぎる」との意見を頂き関心の高さをうかがわせました。

＊ ＊平成24年度 群馬衛生管理者協議会総会・講演会・交流会が開催されました。＊ ＊

平成 14 年に設立され、本年度で満 10 年となる「群馬衛生管理者協議会」の「平成 24 年度 総会・講演会・交流会」が平成 24 年 12 月 12 日（水）前橋テルサにおいて開催されました。

例年通り群馬労働局健康安全課長をはじめとする来賓者が臨席される中行われた総会で、活動報告及び活動計画等が承認可決されました。また、役員改選においても全ての役員が再任され、今後も萩原会長を中心に一層、会員相互の情報交換や衛生管理者としての資質向上を図っていくこととなりました。



引き続いて寺村健康安全課長より「労働行政の現状と今後の動向」と題して、労働行政がおかれている状況や現在取組の行われている第 11 次災害防止計画の成果、次年度から始まる第 12 次災害防止計画の骨子および労働安全衛生法の改正情報等について講演いただきました。特に平成 25 年 1 月 1 日から施行・適用となる特定化学物質障害予防規則等の改正については、長年問題に上がっていたエチルベンゼンが対象となったことで塗装作業を行っている多くの事業場が該当してくるため関心を持たれていたようです。参加者の方からは、「法改正については勉強する機会がないので非常に役立った」等のご意見をいただきました。

最後に行われた交流会では、昨年に引き続き「衛生管理者の役割と悩み」「メンタルヘルス対策について」「健康診断結果と事後措置について」「禁煙対策について」の 4 テーマに分かれ班別討議を行いました。桐生労働基準監督署木村署長からは「各班とも熱心に討論が行われていました。どうしても安全面に目が行きがちですが、メンタルヘルス対策等今後益々衛生管理者の重要性は増していく」との講評をいただき、この日の全日程を終了しました。

参加者の方からは、本協議会に対して、「情報交換の場として非常に良い」「行政と民間との接点としての役割に期待します」とのご意見が寄せられました。



産業保健相談事例のご紹介

産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する相談業務を実施しています。

当連絡事務所に寄せられた相談事例を紹介します。

Q. 健康診断の実施対象となる従業員の範囲は？

パート、アルバイトも対象となるのか？

また、特殊健康診断の対象者の「常時従事する労働者」の
明確な定義は？



A. 健康診断は、常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに
1回、定期的に医師による健康診断を実施する必要があります。

※常時使用する労働者とは次の1及び2の要件を満たす者であり、この要件を満たせば
パート・アルバイトといった方も該当します。

1. 使用期間

- ・ 一般業務従事者は1年以上使用される予定の者
- ・ 特定業務従事者(労働安全衛生規則第45条関係)は6ヶ月以上使用される予定の者

2. 労働時間数

- (1) 同種の業務に従事する労働者の一週間の所定労働時間数の 3/4 以上であること
- (2) 同種の業務に従事する労働者の一週間の所定労働時間数の 3/4 未満である労働者であっても、概ね 1/2 以上である者も健康診断の実施が望ましいとされています。

特殊健康診断の対象となる「常時従事する労働者」についてですが、これについては行政から
発出されている解釈例規等はなく、具体的な従事時間の長さや頻度等に関する規定はありません。



しかし、じん肺法第6条の解釈例規として「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないこと。」(昭和 53.4.28 基発第 250 号)とあります。これに基づい

て「常時従事する」ということを考えてみますと、1日の作業に従事する時間がわずかであっても、また毎日従事する作業でなくとも、繰り返し、引き続き従事する場合には、該当する場合もありそうです。しかしながら、行政解釈では何も具体的な従事時間には触れていませんので、定期健康診断結果等を基に産業医などにご相談されることがよろしいかと思います。



産業保健セミナー(1・2月の予定)のご案内



当連絡事務所の産業保健セミナー(1・2月分)を掲載します。

受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

☆産業医研修

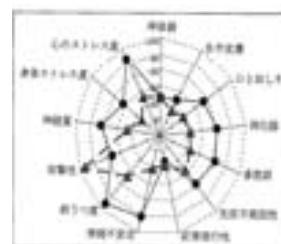
☆健康保持増進対策セミナー

◎産業医研修

開催日時：11月8日(木)15:00～17:00

講 師：鈴木 庄亮 氏(NPO国際エコヘルス研究会代表)

内 容：心の健康状況を知るために開発された質問紙 THI(トータル・ヘルス・インデックス)について、その開発者である鈴木庄亮先生に利用の仕方、結果の見方等についてお話いただきました。また、受講者には実際に THI 質問紙にご記入いただき体験していただいた。



参加者からは、「THIの有効性が理解できた」、「THI体験でき結果までその場で打ち出しして貰えたのでよかった」との意見を得ました。

テ ー マ : 『職場復帰困難事例への対応』

開催日時 : 12月13日(木)15:00～17:00

会 場 : 前橋テルサ けやき

講 師 : 倉富 雄四郎 氏(富士重工業㈱専属産業医)

参 加 者 : 38名

内 容 : 厚生労働省からは「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が示されていますが、職場復帰の見通しが立ちにくい事例が増加しています。講師自らが取り組んだ個々の事例を挙げ、その対応等について具体的に分かり易く説明していただきました。
参加者からは「事例が具体的で分かり易かった」「復帰の具体例を知ることが出来た」「労働にまつわる考え方がわかって良かった」等の意見を得ました。

◎メンタルヘルス対策セミナー

テ ー マ : 『メンタルヘルス不調者の検討』

開催日時 : 11月7日(水)14:00～16:00

会 場 : 群馬県公社総合ビル 1階東研修室

講 師 : 森 弘文 氏(神田医院 院長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 7名

内 容 : 自己実現の欲求と、中年期の心理的危機を中心にして、メンタルヘルスの不調とその拡がりについて説明いただきました。
参加者の方から「普段聞けない話を聞くことができた」「メンタルヘルスについてのイメージがつかめた」とのご意見をいただきました。

テ ー マ : 『「こころ」を理解するカウンセリング 』

開催日時 : 11月12日(月)14:00～16:30

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 羽鳥 裕明 氏(寺子屋心理カウンセリングルーム 所長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 12名

内 容 : カウンセリング技法の基礎を学んでも、実際の現場では学んだ基本どおりにカウンセリングが進むとは限らず、現場ではなかなか活かしきれないということがあり、人間の「こころ」が理解できてはじめて相手に共感し、臨機応変に対応することができることを説明いただき、傾聴だけではないもう一歩踏み込んだカウンセリングのやり方やそのための人間心理の分析方法などについて、解説いただいた後、参加者にいくつかのグループになって実習していただきました。
参加者の方から「様々な意見を聴くことが出来て興味深かった」「今後は色々

なものの見方、考え方をもって色々な角度から相手のことを考えていきたい」等のご意見をいただきました。

テ ー マ : 『対話法について(対話の会の体験) 』

開催日時 : 11月14日(水)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 浅野 良雄 氏(対話法研究所 所長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 11名

内 容 : 9月から始まった「対話法について」のセミナーは今回が最後となります。



職場のメンタルヘルス向上には、メンバー間のコミュニケーションと信頼関係の維持が重要で、講師が提唱する「対話の会」の技法が有効であることについてお話いただき、実際に参加者同士で「対話の会」を模擬的に体験していただきました。

参加者からは、「実際に体験することで分かり易かった」「少しのコツで出来そう」「継続的な開催を希望する」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『カウンセリング(中級)「認知行動療法」～事例研究～ 』

開催日時 : 11月27日(火)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 嶋方 喜斌 氏(カウンセリングルーム雨あがり 主宰)

参 加 者 : 16名

内 容 : 事例をとおして、ストレスを受けやすい人の思考パターンや思考傾向、「自動思考」や「認知の歪み」とはなにか。その気づきによる修正はどうすればいいのかについて解説していただき、ストレス耐性を高めることや、こころを病む人への寄り添い方について、講義していただきました。

参加者からは「参加者にも事例を考えてもらい検討したことが具体的で勉強になった」「継続的な開催を希望する」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『最近の『うつ』への対応～仕事の与え方、休ませ方、復職への配慮～ 』

開催日時 : 12月7日(金)14:00~16:00

会 場 : 群馬県公社総合ビル 1階東研修室

講 師 : 嶋方 喜斌 氏(カウンセリングルーム雨あがり 主宰)

参 加 者 : 24名

内 容 : 仕事環境がますます厳しくなり、最近のメンタル不調者への対応に苦勞している職場が増える中、「薬を飲んで、ゆっくり休む」と言う従来の対応の仕方では、長期化したり、回復が遅れる人が増えていることから、新しい適応の仕方を事例を通してわかりやすく説明されていました。

参加者からは「参加者にも事例を考えてもらい検討したことが具体的で勉強になった」「継続的な開催を希望する」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『メンタルヘルスと家族の連携』

開催日時 : 12月14日(金)14:00~16:00

会 場 : 三洋電機保健センター

講 師 : 渡辺 俊之 氏(高崎健康福祉大学大学院 教授、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 75名

内 容 : 家族関係はメンタルヘルスにも影響し、精神症状(うつ病、不安障害など)の原因にもなるが、メンタルヘルス不全者の支援者としての意味が大きいことを説明いただきました。



参加者からは「産業領域とは異なる印象を受けたが、内容は面白かった」とのご意見をいただきました。

テ ー マ : 『管理者に求められるラインケアとセルフケア』

開催日時 : 12月17日(月)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 松岡 治子 氏(臨床心理士、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 6名

内 容 : ラインケアの役割を持つ支援者となっている管理者自身も労働者としてメンタルヘルスに関するセルフケアが重要であることを説明いただき、チェックリストを用いて、自分の性格傾向やストレス度等自分自身への気づきを高めながら、ラインケアとセルフケアについて参加者それぞれが考察を深めました。参加者の方から「自分自身を振り返る良いきっかけとなった」等のご意見をいただきました。

◎健康保持増進対策セミナー

テ ー マ : 『職場の消化器疾患』

開催日時 : 11月21日(木)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 田中 義 氏(田中医院 院長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 5名

内 容 : 最近話題となっているピロリ菌や、肝炎の最新治療などを中心に、ストレスとの関係も深く、職場に多く見られる5月病とも言われている胃潰瘍や、過敏性腸症候群などについてお話いただきました。



参加者からは「とても参考になった」等の意見を頂きました。



◎作業環境管理対策セミナー

テ ー マ : 『社内における労働衛生教育のすすめ方』

開催日時 : 11月30日(金)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師：秋葉 一好 氏(栃木産業保健推進センター 衛生工学担当相談員)

参 加 者：17名

内 容：労働災害を防止するためには、労働者の安全衛生教育を徹底することが重要で、労働安全衛生法では、労働安全衛生教育の実施が義務付けられています。



多くの特別教育や雇入れ時、配置転換時の教育は社内で実施が可能で、実際社内で行うことでより実践的で効果的なものになります。社内において労働安全衛生教育を進めて行く上での基本的な考え方、効果的な教育方法、注意点等についてお話しいただきました。また、受講者が実際取り組んできた社内教育について事例を挙げて頂きました。

参加者からは「他社の取組等聞けて参考になった」等の意見を頂きました。

◎法令解説

テ ー マ：『最近の労働衛生関係法令の動向』

開催日時：12月4日(火)14:00～16:00

会 場：群馬県公社総合ビル 1階東研修室

講 師：長谷川 隆雄 氏(群馬労働局 労働衛生専門官)

参 加 者：24名

内 容：労働行政が置かれている現状と今後の動向を基に最近の労働衛生関係法令改正の動きについて、分かりやすく説明しました。



関係機関の動き



1. 「平成 24 年度アスベスト関連疾患研修会のお知らせ」

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/topics/24asbestkenshuukai.pdf>

2. 「平成 24 年度群馬県地域肝炎治療コーディネーター養成研修会の開催について」

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/topics/24kanenchiryokenshuu.pdf>



昨年4月に連絡事務所となり新体制の下、手探り状態ではありましたが皆様方のご協力のおかげで新年を迎えることが出来ました。

ありがとうございます。

これからもご利用者の皆様方のお力になれるよう職員一同頑張って参りますので、



本年もよろしくお願い申し上げます。



=====

<<群馬産業保健推進連絡事務所メール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健推進連絡事務所

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966